令和 5年監査報告第 2号関係分（令和 5年 5月16日報告）

区役所（千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、守山区、緑区、名東区及び天白区）・スポーツ市民局・健康福祉局

（令和 6年 2月29日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
3(2)	**生活保護に係る葬祭費用への預金の充当について（行政運営事務）** 生活保護法に基づく葬祭扶助を行う場合には、死者の遺留金品をその費用に充当することができることとされている。この中には金融機関の預金も含まれ、遺留金品取扱規程において、死者に戸籍上相続人が存在しない場合又は相続放棄等により戸籍上最終順位の相続人はいるが相続資格がない場合（以下「相続人が存在しない場合」という。）で、金融機関の預金があるときは、当該預金の払戻手続をして葬祭費用に充当することとされている。 預金の払戻手続について調査したところ、相続人が存在しない場合で、遺留品に預金通帳があるにもかかわらず、払戻の可否について検討や調査をしていない事例が見受けられた。 西区、瑞穂区及び中川区民生子ども課においては、遺留金品取扱規程に基づき、相続人が存在しない場合には、確実に預金の払戻について検討や調査を行い、払戻可能な場合には手続を行って葬祭費用に充当されたい。 （西区民生子ども課、瑞穂区民生子ども課、中川区民生子ども課）	本件は、一部の地区担当員において、遺留金品取扱規程の内容理解が不十分であったことが原因です。 そのため、令和 5年 1月19日に開催した係会において遺留金品取扱規程の確認を行い、戸籍上相続人が存在しない場合で、金融機関に預金があるときは、原則として葬祭扶助に充当する額の範囲内で払戻手続きを行うよう周知しました。 また、係内の体制が変わった 5月19日の係会において同様の周知を行ったほか、 9月19日の係会においても、あらためて周知を図りました。 なお、 2件の指摘事例への対応として、 1件は権利擁護センターにて保管されていた預金通帳を引き渡してもらい、預金の払戻手続き及び葬祭費の充当を行いました。もう 1件は代襲相続人の存在を確認したことから、葬祭費への充当には至りませんでした。 このほか、指摘を受けて以降、相続人が存在しない場合に該当したケースについて、預金の払戻手続きを行い、葬祭費に充当しました。 （西区民生子ども課）	措置済

令和 5年監査報告第 2号関係分（令和 5年 5月16日報告）

スポーツ市民局（スポーツ市民局関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）

（令和 6年 2月29日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1(6)	**施設の有効活用について（財産管理事務）** 消費生活課は、伏見ライフプラザ10階及び11階に事務室及び諸室がある。10階にある食生活テスト室、衣住生活テスト室、機器分析室、恒温恒湿室、現像室、消費者開放試験室及び消費者研修室について、令和元年度から令和 3年度の使用状況を調査したところ、月平均の使用日数が少ない状況であった。なお、諸室が使用できるのは原則月曜日から金曜日であるが、必要に応じて土曜日も使用可能である。（表略） 消費生活課においては、諸室の使用日数が少ないことを踏まえ、機能の集約化や他の目的への転用などを含め、施設の有効活用策を検討されたい。 （消費生活課）	ご指摘を踏まえ、10階諸室の機能の集約化や他の目的への転用などの有効活用策について検討を行いました。 現在の10階諸室は、多くが商品テスト用の部屋のため、実験台に水道・ガス栓などの設備が備え付けられており、一般的な事務室とは仕様が異なる状況にあります。 そのため、他の用途に転用するためには、これらの備え付けの設備を撤去する必要があると考えております。 しかし、そのためには多額の費用が必要となる見込みであることから、他用途への転用については、費用対効果の観点も含め引き続き検討してまいります。 従って、有効活用策として、食生活テスト室、衣住生活テスト室、機器分析室については、製品安全や食品安全に関する情報展示や体験コーナーを設置することで、本来の相談品のテスト業務だけではなく、職場体験・訪問等で訪れる児童・生徒などに対する、消費者教育、啓発事業でも活用し、利用を拡大しました。これにより食生活テスト室、衣住生活テスト室、機器分析室の月ごとの使用日数は前年に比べて増加しました。また、消費者開放試験室、消費者研修室については、従来は原則消費者団体に限定していた貸出対象を他部署へ拡大することで、使用日数の増加を図ることとしました。 （消費生活課）	措置済

令和 5年監査報告第 2号関係分（令和 5年 5月16日報告）

スポーツ市民局（公の施設の指定管理者監査分）

（令和 6年 2月29日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
2(4)	**施設設備の管理について（その他事務）** 　名古屋市体育施設の管理運営にかかる基本協定書等によると、指定管理者は各施設の維持管理及び修繕を行うこととされているが、 1件 250万円を超える大規模改修を行う場合等については、本市が直接執行することとされている。 　監査対象施設において、建築設備及び自家用電気設備の点検結果報告書並びにその対応状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア　非常用照明装置の不点灯や防火扉の閉鎖不良など、地震や火災等の災害による被害を軽減させる防災設備について、不具合を指摘されていたにもかかわらず、修繕が行われていなかったもの （名古屋市総合体育館ＮＫ共同事業体【名古屋市総合体育館】、愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市昭和スポーツセンター】、株式会社ＪＰＮ【名古屋市志段味スポーツランド】） イ　低圧回路の絶縁不良や、受変電設備の接地抵抗値規定値の超過を指摘されていたにもかかわらず、修繕が行われていなかったもの （名古屋市総合体育館ＮＫ共同事業体【名古屋市総合体育館】、なごやスポーツパートナーズ【名古屋市中スポーツセンター】、株式会社ＪＰＮ【名古屋市志段味スポーツランド】） 　また、ア、イいずれの事例においても一部の設備については、毎年度同様	名古屋市昭和スポーツセンターにおいては、令和 4年 9月に非常用照明装置の修繕を、令和 5年10月に防火扉の閉鎖不良の修繕を指定管理者にて行い、改善が図られました。 　名古屋市志段味スポーツランドにおいては、令和 5年 1月に非常用照明装置の修繕を、令和 5年 2月に低圧回路の絶縁不良の修繕を指定管理者にて行い、改善が図られました。 　名古屋市中スポーツセンターにおいては、令和 6年 1月に低圧回路の絶縁不良の修繕及び受変電設備の接地抵抗値規定値の超過の修繕を指定管理者にて行い、改善が図られました。 　名古屋市総合体育館においては、令和 5年 3月に非常用照明装置の修繕を、令和 5年 8月にホール棟の低圧回路の絶縁不良の修繕を指定管理者にて行いました。また、アリーナ棟における施設の改修工事で修繕ができていない箇所については、改修工事終了後早期に修繕が実施できるよう手続きを進めております。 　点検における指摘がある場合は、指定管理者において速やかに修繕し、本市の直接執行とされる場合においても、速やかに報告するよう指導しました。今後も継続して指定管理者を指導してまいります。　（スポーツ施設室）	対応中

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
	の不具合を指摘されていたが、その後においても修繕されず、法令に適合しない状態が複数年度にわたって放置されていた。 　法令に適合しない防災設備を放置し続けた場合、災害時に必要な防災機能が発揮されず、被害が拡大するおそれがある。 　また、自家用電気設備については、絶縁抵抗値及び接地抵抗値が基準値を満たしていない場合、感電や火災が発生するおそれがある。 **（指定管理者分）** 　各指定管理者においては、防災設備等の故障は事故につながりかねないことを改めて認識した上で、建築設備等点検及び自家用電気設備点検の結果、不具合を指摘された設備については、速やかに修繕されたい。なお、本市の直接執行とされている場合については、速やかに対応がなされるようスポーツ施設室に報告されたい。		

令和 5年監査報告第 2号関係分（令和 5年 5月16日報告）

子ども青少年局（子ども青少年局関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）

（令和 6年 2月29日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1(1) ウ	**債権管理について（収入事務）** **ウ　児童手当返還金について** 本市では、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づき、支給要件に該当する者に対して児童手当を支給しており、手当支給後に所得額が変更されたこと等により、支給額が遡及して変更となった場合は、その過払い分について返還を求めている。 また、名古屋市債権管理条例等によると、債務者が無資力の状態にあるとき等、履行期限を延長する特約の要件に該当する場合は、債権金額を分割して履行期限を定めることができるとされている。 児童手当返還金の債権管理について調査したところ、緑区民生子ども課において、令和 3年10月に提出を受けた履行延期申請書を、履行延期の承認を行う子ども未来企画室へ送付した際に、分割納付の計画について再考指示があったが、 1年以上対応がなされないまま未処理となっている事例が見受けられた。 また、債権関係書類について、同一債務者の書類がファイルの中で点在しており、担当者以外では書類の所在について把握し難い状況であった。 緑区民生子ども課においては、未処理となっている履行延期申請に係る事務について、速やかに債務者と分割納付の計画の見直しを含めた交渉を行われたい。また、債権関係書類について、担当者の不在時などにおける組織内の情報共有を円滑に行うためにも、債務者ごとにファイリングを行うなど管理方法を改められたい。 （緑区民生子ども課）	本件は、担当者が債務者への連絡を躊躇したことが原因でした。本件の指摘を受け、債務者へ連絡し、面談・協議を行いましたが、債務者の新たな生活状況が判明したことから、令和 5年 8月31日時点では具体的な納付金額を明らかにするよう債務者に対して回答を求めておりました。しかしながら、債務者からの回答が得られず 令和 5年 9月以降も継続的に、当方から架電を繰り返し行ったり、催告書や交渉継続依頼の文章を送付しておりました。 令和 6年 2月に入り債務者宅訪問を行った結果、債務者から連絡があり、令和 6年 3月 1日の午後に債務者が来庁し、履行延期の手続きを取ることになりました。 今後は、子ども未来企画室とも調整を行った結果、 3月末から12回の分納を実施し、残額については年 1回の経済状況の確認を債務者に行い、引き続き分納を実施する予定です。 なお、今後は子ども未来企画室と連絡を密にして債務者の実態に即した柔軟な対応を取り、債務者との連絡方法を確実に確認することで途切れない対応に努めてまいります。 また、同様の事案が発生しないよう、今後返済相談を実施した案件は全て供覧に附すよう担当者に指示し、交渉が難航する案件については係長級職員が直接指揮することと改めました。 もう一点指摘のあった債権関係書類の管理については、直ちに債務者ごとに時系列順に書類を再整理した上でファイリングを行いました。今後も債務者ごとのファイリングを徹底させ、組織として、課の誰もが関係書類を速や	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
		かに閲覧できるよう改めます。 （緑区民生子ども課）	
1(4)	**名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業業務委託契約について（契約事務）** 本市では、若者等の職業的自立を効果的に支援するため、就労に向けた活動の支援や社会体験機会の提供等を行う名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業を委託により実施している。 契約約款及び仕様書によると、本事業の委託料については、毎月の概算払いとされ、委託業務完了後、精算報告書に基づいて精算を行うこととし、残金が生じた場合は市が定めた期限までに市へ返還することとされている。 令和元年度から令和 3年度までの当該委託契約について調査したところ、受託者はすべて同一事業者であり、契約金額等は次表のとおりで、毎年 500万円程度の返納金が発生している状態であった。（表省略） また、令和 3年度の返納金の内訳を確認したところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあるとは考えられるが、決算額が予算額に対して大幅に減額となっている項目が複数見受けられた。 青少年家庭課に確認したところ、事業の参加者数の増減等によって経費に変動があることを踏まえ、契約金額を決定しているとのことであるが、返納金は不用額として計上されることになる。 青少年家庭課においては、契約金額を決定する際には、実績と大幅にかい離することのないよう過去の実績を考慮するなど十分な検討を行い、不用額の圧縮を図ることで、より適切な予算執行に努められたい。 （青少年家庭課）	本件については、今回の多額の不用額が発生しているとの指摘を受け、過去の実績が見積と大きくかい離している項目を含めて契約金額全体の妥当性を検討しました。そのような中で、令和 5年 5月 8日から新型コロナウイルス感染症が 5類感染症に引き下げられる決定がなされ、本事業においてもセミナー等の利用者の増加が見込まれたことから、総合的に判断し令和 5年度契約金額を増額決定しました。 令和 5年度の事業執行状況につきまして、委託事業者へ10月と 1月に聞き取りを行ったところ、昨年度に比べ上半期については事業参加者数が微増でしたが、10月からは大規模セミナーを開催したこともあり事業参加者数が大きく増加し、その結果事業費の執行状況も改善いたしました。 下半期を踏まえて、令和 6年度も継続して大規模セミナー等の実施を検討しており、年度を通じて考えても契約金額と同程度の執行が見込まれることから、令和 6年度契約につきましては、令和 5年度と同程度の契約額の見込みになると考えております。 今後は契約金額を決定する際には、実績と大幅にかい離することのないよう過去の実績を考慮するなど十分な検討を行い、不用額の圧縮を図ることで、より適切な予算執行に努めてまいります。（青少年家庭課）	措置済

令和 5年監査報告第 2号関係分（令和 5年 5月16日報告）

教育委員会（工事）

（令和 6年 2月29日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1(4)	**防火設備の改善について（維持管理業務）** 建築基準法（昭和25年法律第 201号）によると、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定められている。 「令和 3年度特殊建築物等定期点検業務委託（高蔵小学校始め83校（園））」では、建築基準法に基づく建築物、非常用の照明装置や防火設備などの建築設備等の定期点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、火災発生時に防火扉が床に擦って閉鎖しない箇所や防火シャッターが正常に作動しない箇所があるなど、点検対象のうち67校について改善が必要との報告を受けていた。そのうちの49校において速やかな改善が行われておらず、かつ、複数年にわたって同じ報告を受けていたにもかかわらず、対応が図られていなかった。 多くの子どもが通う学校施設等において、防火扉などに不具合がある状態で火災が発生した場合、必要な機能が発揮されず、児童、生徒などへの被害が拡大するおそれがある。このため、点検結果に基づき、当該防火扉などが適法な状態となるよう速やかに対応されたい。　（学校施設課）	本件は、業務委託による定期点検で判明した防火設備等の不良箇所について各学校と本庁所管課である学校施設課の改善する意識の希薄化及び是正が確認されるまでの連携が徹底されていなかったことが原因です。 再発防止のため、これまで学校で作成していた要改善事項のリストを学校施設課で作成し、年 2回、不良箇所の改善状況について各学校へ報告を求め、速やかな改善が行われていない学校へは個別に指導を行うなど、リストをもとに進捗管理しながら、全ての不良箇所が改善されたことを確認するまで連携を図ります。この対策を継続して行うため、毎年度当初、学校施設課において、不良箇所を速やかに改善することの重要性や改善までの事務の流れを全職員に周知し、確実に継承していきます。 また、各学校に対し、防火設備等の不具合は人命にかかわる重大な問題であるため、当事者意識をもって計画的な改善に努めるよう令和 5年 6月21日付学校施設課長名文書で周知しました。そのうえで、同内容について令和 5年 7月 4日の校長会を通じて全校長に注意喚起しました。今後も適宜通知文や研修を通じて周知します。 今回改善が必要との報告を受けた67校のうち、64校が改善済みです。そのうち複数年にわたり同じ報告を受けた49校では、46校が改善済みです。残る 3校については、令和 5年度内に改善予定または令和 6年度のリニューアル改修工事において改善予定です。 なお、令和 4年度の点検結果についても、令和 5年 6月21日及び11月 1日に不良箇所の改善状況について各学校	対応中

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
		へ報告を求め、速やかな改善が行われていない学校へは個別に指導を行うとともに、令和 5年度の点検結果についても、令和 6年 6月に不良箇所の改善状況について各学校へ報告を求め、進捗管理を実施していく予定です。 （学校施設課）	

令和 5年監査報告第 3号関係分（令和 5年 9月 8日報告）

健康福祉局（工事）

（令和 6年 2月29日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1	**消防用設備等の改善について（維持管理業務）** 消防法（昭和23年法律第 186号）によると、防火対象物の所有者、管理者又は占有者は、消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように設置し、維持しなければならないとされている。 「中村保健センター等複合施設消防用設備等点検等委託」では、消防法に基づいて自動火災報知設備や誘導灯などの消防用設備の点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、自動火災報知設備の煙感知器の動作不良及び誘導灯のバッテリー不良など、法令に適合しておらず、改善が必要との報告を受けていたが、速やかに対応していなかった。加えて、複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所が見受けられた。 自動火災報知設備などの不良箇所について、関係部署と調整し、速やかに改善するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。（保健医療課）	本件は、点検結果報告を受けた際に、点検結果及び不良箇所の改善について、点検を発注する課と不良箇所の改善を行う施設管理者の改善する意識の希薄化及び連携が図れていなかったことが原因です。 ご指摘を踏まえ、令和 5年 7月に指摘内容の確認及びその対応方法について発注課と施設管理者で協議し、その後、令和 6年 2月に全ての不良箇所を改善しました。 今後は点検結果報告を受けた際には、当事者意識や危機意識を持って、発注課と施設管理者で速やかに協議し、不良箇所や改善方法の共有を図ります。また、発注課が改善の進捗状況の確認を行うことで、不良箇所について遺漏のないよう確実に改善し、適切な施設の維持管理に努めてまいります。 なお、令和 5年度の点検結果についても、令和 6年 2月に不良箇所や改善方法の共有を図りました。 （保健医療課）	措置済

令和 5年監査報告第 3号関係分（令和 5年 9月 8日報告）

緑政土木局（工事）

（令和 6年 2月29日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1(1)	**バックホウによる荷のつり上げにおける玉掛け作業の適正な実施について（施工）** 厚生労働省が定める玉掛け作業の安全に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によると、玉掛け作業を行う事業者等は、ガイドラインに基づき 2本 2点目通しつりなどの玉掛け方法により玉掛け作業等を行うものとされている。 「街路樹更新工事（名－６）」では、撤去した街路樹の積込み作業を行っていた。工事写真でその作業状況を確認したところ、ガイドラインに基づかない玉掛けをし、バックホウで街路樹をつり上げていた。なお、バックホウには転倒を防ぐための過負荷防止装置等の安全装置や荷重計が備わっていなかった。 バックホウによる荷のつり上げにおける玉掛け作業を行う場合は、ガイドラインに基づく安全作業を実施するよう改めて受注者を指導されたい。なお、労働安全衛生規則で安全装置等の設置が義務付けされていないバックホウに玉掛けする場合は、バックホウが転倒するリスクがより高くなることを踏まえ、安全管理に十分に配慮し指導されたい。（名東土木事務所）	本件は、監督員及び受注者が安全に係るガイドラインにおいて定められている玉掛け作業を十分に理解していなかったことが原因です。 このため、令和 5年 7月に受注者へ指導を行いました。 また、監査の状況について、令和 5年 6月15日の維持係長会で周知するとともに、土木事務所内で維持係長から係会議で、関係する職員へ周知を行いました。 さらに、令和 5年 9月14日の維持係長会においても指摘事項について注意喚起を行い、その資料を基に各土木事務所の会議で関係する職員へ注意喚起を行いました。 なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について安全に係るガイドラインに定められている玉掛け作業となっているか確認し、施工が適正であることを確認しました。 （名東土木事務所、緑地維持課） 令和 5年 8月28日に技術指導課から監査報告書をメール送付し局内周知しました。また、 9月14日の維持係長会及び 9月28日の整備係長会で監査書を配布し、各所属内で情報共有し受注者に注意喚起を行うよう周知しました。 （技術指導課）	措置済
1(2)	**労働者の墜落防止措置の適正な実施について（施工）** 労働安全衛生規則（以下「規則」という。）によると、事業者は、高さが 2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、	ア　本件は、監督員の指導が不十分であったことと、短時間作業において労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置遵守に対する受注者の意識が希薄化していたことが原因です。 このため、令和 6年 1月に受注者	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
	覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならないとされている。また、高さが 2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならないとされている。 　なお、囲い等や作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具（以下「墜落制止用器具」という。）を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。 　工事写真を確認したところ、以下の事例が見受けられた。 　ア　「萱場橋下水位観測所始め３か所水位計更新工事」始め 3件では、更新時期を迎えた水位計のケーブル入替え作業等を行っていた。高さ 2メートル以上の箇所で囲い等を設けることが困難な場合の作業において、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。 （港土木事務所、南土木事務所、河川工務課） 　イ　「神宮東公園電気設備更新工事」では、公園内の受変電設備の交換に伴う電源の仮設配線作業を行っていた。高さ 2メートル以上の箇所での作業において、作業床を設けることが可能な箇所であったにもかかわらず作業床を設けていなかった。また、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。 （熱田土木事務所） 　ウ　「上小田井ポンプ所始め３か所電気設備整備工事」始め 2件では、電柱上で受変電設備に引き込むケーブルの入替作業等を行っていた。高さ 2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難な場合の作	へ指導を実施しました。 　また、令和 6年 2月15日の維持係長会において指摘事項について注意喚起を行い、その資料を基に各土木事務所の会議で維持係長から関係する職員へ注意喚起を行いました。 　なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置が実施されているか確認し、適切であることを確認しました。 （港土木事務所、緑地維持課） 　本件は、短時間作業において労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置遵守に対する受注者の意識が希薄化していたことが原因です。 　このため、令和 5年 6月に受注者へ指導を実施しました。 　また、令和 5年 8月16日の整備係長会の監査状況に係る資料を基に、本土木事務所職員に周知しました。 　なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置が実施されているか確認し、適切であることを確認しました。 （南土木事務所） 　本件は、短時間作業において労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置遵守に対する受注者の意識が希薄化していたことが原因です。 　このため、令和 5年 6月に受注者へ指導を実施しました。 　また、令和 5年 8月16日の整備係長会の監査状況に係る資料を基に、本課監督担当職員に周知しました。 　なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置が実施されているか確認し、適切であることを確認しました。 （河川工務課） イ　本件は、監督員の指導が不十分で	

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
	業において、墜落制止用器具として認められていない胴ベルト型（U字つり）（以下「U字つり」という。）を使用しており、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。 （中村土木事務所、ポンプ施設管理事務所） 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所での作業を行う場合は、規則に基づき適正に墜落防止措置を行うよう改めて受注者を指導し、安全管理を徹底されたい。	あったことと、短時間作業において労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置遵守に対する受注者の意識が希薄化していたことが原因です。 このため、令和 6年 1月に受注者へ指導を実施しました。 また、令和 6年 2月15日の維持係長会において指摘事項について注意喚起を行い、その資料を基に各土木事務所の会議で維持係長から関係する職員へ注意喚起を行いました。 なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置が必要となる工事がなかったことを確認しました。 （熱田土木事務所、緑地維持課） ウ　本件は、監督員及び受注者が労働安全衛生規則において定められている墜落制止用器具の使用に対する認識が不十分であったため、適正な器具の使用ができていなかったことが原因です。 このため、令和 5年 6月に受注者へ指導を実施しました。 また、令和 6年 2月15日の維持係長会において指摘事項について注意喚起を行い、その資料を基に各土木事務所の会議で維持係長から関係する職員へ注意喚起を行いました。 なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置が実施されているか確認し、適切であることを確認しました。 （中村土木事務所、緑地事業課） 本件は、受注者が労働安全衛生規則において定められている墜落防止措置を十分に理解していなかったことが原因です。 このため、令和 5年 6月に受注者へ指導を実施しました。 また令和 5年 9月に、監査指摘事	

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
		項に係る資料を基に、管理第一係長から本事務所担当職員（電気・機械技師）に周知しました。 なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置が実施されているか確認し、適切であることを確認しました。 （ポンプ施設管理事務所） 令和 5年 8月28日に技術指導課から監査報告書をメール送付し局内周知しました。また、 9月14日の維持係長会及び 9月28日の整備係長会で監査書を配布し、各所属内で情報共有し受注者に注意喚起を行うよう周知しました。 （技術指導課）	
1(3)	**地盤崩壊防止措置の適正な実施について（施工）** 建設工事公衆災害防止対策要綱（以下「要綱」という。）によると、掘削に必要な土留めの要否は、建築基準法（昭和25年法律第 201号）における山留めの基準に準じるものとされている。 建築基準法及び建築基準法施行令では、深さ 1.5メートル以上の掘削を行う場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないとされている。 「広域河川堀川改修工事（Ｒ４名城その２）」では、地下埋設管の位置を調査するために道路内を掘削していた。工事写真を確認したところ、深さ 1.5メートル以上であったが、土留めを設けていなかった。 深さが 1.5メートル以上の掘削を行う場合は、要綱等に基づき土留めを設けるよう改めて受注者を指導されたい。 （西土木事務所）	本件は、建築基準法及び建築基準法施行令における山留めの設置基準を遵守する受注者の意識が希薄化していたことが原因です。 このため、令和 5年 6月に受注者へ指導を行いました。 また、令和 5年 8月16日の整備係長会にて監査状況について周知し、土木事務所の会議で、維持係長及び整備係長から関係する職員に周知しました。 なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について建築基準法及び建築基準法施行令に定められている深さ 1.5メートル以上の掘削に伴い山留が必要となる工事がなかったことを確認しました。　（西土木事務所） 令和 5年 8月28日に技術指導課から監査報告書をメール送付し局内周知しました。また、 9月14日の維持係長会及び 9月28日の整備係長会で監査書を配布し、各所属内で情報共有し受注者に注意喚起を行うよう周知しました。 （技術指導課）	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1(4)	**電線接続箱の接地及び電線管接続部の防水処理の適正な実施について（施工）** 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）によると、電気設備の必要な箇所には、異常時の電位上昇、高電圧の侵入等による感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件への損傷を与えるおそれがないよう、接地その他の適切な措置を講じ、電流が安全かつ確実に大地に通ずることができるようにしなければならないとされている。また、電気設備の技術基準の解釈（以下「技術基準の解釈」という。）では、電線と電線を接続する場合に設ける金属製の箱（以下「電線接続箱」という。）には接地工事を施すこととされている。 さらに、電気通信設備工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）では、湿気の多い場所又は水気のある場所において、電線管の接続部は防湿又は防水処理を施すこととされている。 「堀川納屋橋地区ライトアップ整備工事」では、堀川の遊歩道等のライトアップのために、照明やその電線を設置する工事を行っているところである。工事写真を確認したところ、電線接続箱において、接地工事を行っていなかった。 また、水気のある場所に該当する屋外に設置してある電線管の接続部が防水処理されていなかった。 電線接続箱における接地や水気のある場所の電線管接続部の防水処理について、技術基準の解釈や仕様書に適合するよう是正されたい。また、技術基準の解釈や仕様書に基づいた施工となるよう改めて受注者を指導されたい。 （河川計画課） なお、当該工事については、指摘に基づき令和 5年 6月に技術基準の解釈や仕様書に適合するよう是正が行われた。	本件は、監督員及び受注者が電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈及び電気通信設備工事共通仕様書において定められている接地工事及び防湿又は防水処理について十分に理解していなかったことが原因です。 このため、令和 5年 6月に受注者へ指導を実施しました。 また、令和 5年 8月16日の整備係長会の監査状況に係る資料を基に、本課監督担当職員に周知しました。 今後は、工事の設計・監督する職員が接地工事及び防湿又は防水処理について十分理解し、受注者への指導を行い工事の品質確保に努めてまいります。 なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について接地工事等が必要となる工事がなかったことを確認しました。 （河川計画課） 令和 5年 8月28日に技術指導課から監査報告書をメール送付し局内周知しました。また、 9月14日の維持係長会及び 9月28日の整備係長会で監査書を配布し、各所属内で情報共有し受注者に注意喚起を行うよう周知しました。 （技術指導課）	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1(5)	**建築設備等の改善について（維持管理業務）** 建築基準法（昭和25年法律第 201号）によると、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされている。また、火災予防条例では、防火扉などの防火設備は常時閉鎖もしくは作動できるようその機能を有効に保持するよう管理しなければならないとされている。 「市設建築物の定期点検業務委託（建築設備等）」では、建築基準法に基づいて千種土木事務所始め 6施設における非常用の照明装置や防火設備などの建築設備等の定期点検を行っていた。 点検報告書を確認したところ、火災発生時に防火扉が床に擦って閉鎖しない箇所や防火シャッターが正常に作動しない箇所、非常用の照明装置が点灯しない箇所があるなど、 4施設について改善が必要との報告を受けていたが、速やかに対応していなかった。加えて、いずれの施設においても複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所が見受けられた。 防火扉などの不良箇所について、関係部署と調整し、速やかに改善するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。（道路維持課）	本件は、建築基準法を始めとした法令に基づく適切な施設管理に係る理解が不足しており、施設管理者としての意識が希薄となっていたことが原因です。また、定期点検を発注している当課と施設管理者である各土木事務所等との連携が不足していた面も一因となっていました。 このため、令和 5年 6月23日に関係する施設管理者あて不具合箇所の改善に係る依頼文書を発出しました。 また、令和 5年 7月26日の土木事務所長会及び 7月19日、10月18日の土木事務所管理係長会において、再度速やかな改善を依頼するとともに、関係法令の趣旨を説明し、指摘事項の内容、原因及び再発防止について周知しました。さらに今後は、点検による不具合箇所と改善状況について共有することにより、適切な施設の維持管理に努めてまいります。 なお、指摘のあった 4施設のうち、 3施設が改善済みであり、残る 1施設については、工事業者と契約済みで、令和 5年度内に改善を行います。 加えて、令和 5年度の点検結果についても、令和 6年 3月に不具合箇所及び改善状況について共有を行います。（道路維持課） 令和 5年 8月28日に技術指導課から監査報告書をメール送付し局内周知しました。（技術指導課）	措置済